議案第18号

小城市学校給食センター管理運営規則の一部を改正する規 則

小城市学校給食センター管理運営規則(平成 17 年小城市教育委員会規 則第 18 号)の一部を改正する規則を別紙のとおり提出する。

令和4年12月23日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

提案理由

インフルエンザ又は新型コロナウイルス感染症による欠席の場合は、 給食費を還付しないこととするため、小城市学校給食センター管理運 営規則の一部を改正する必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。

小城市教育委員会規則第 号

小城市学校給食センター管理運営規則の一部を改正する規 則

小城市学校給食センター管理運営規則(平成 17 年小城市教育委員会規則第 18 号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし、インフルエンザ又は新型コロナウイルス感染症による欠席 の場合は、還付しない。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の小城市学校給食センター管理運営規則の規定は、令和4年9月1日から適用する。

議案第18号 小城市学校給食センター管理運営規則(平成17年小城市教育委員会規則第18号)の一部を改正する規則 新旧対照表

現行	改正後(案)
(給食費の還付)	(給食費の還付)
第6条 欠席児童及び生徒の場合には、事前に届出があって継続して5	第6条 欠席児童及び生徒の場合には、事前に届出があって継続して5
日を越えて給食を必要としなかった場合は、5日を超えた分に対して	日を越えて給食を必要としなかった場合は、5日を超えた分に対して
日割計算により給食費を還付する。	日割計算により給食費を還付する。ただし、インフルエンザ又は新型
	コロナウイルス感染症による欠席の場合は、還付しない。
$2\sim4$ (略)	$2\sim4$ (略)